

犯罪の被害者やそのご家族等を支援し

安心安全に暮らすことができる地域社会を実現するために

荒尾市犯罪被害者等支援条例

を制定しました(令和6年4月1日施行)

※対象となる犯罪等(第2条関係)…犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為

※支援の対象となる犯罪被害者等(第2条関係)…犯罪等の被害者及びその家族又は遺族

基本理念 (第3条関係)

犯罪被害者等の支援は、

- 個人の尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を尊重し推進しなければならない。
- 置かれている状況や事情に応じて、適切に行われなくてはならない。
- 安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく行われなければならない。
- 二次的被害を生じさせることがないよう、個人情報の適切な取り扱いの確保に最大限配慮しなければならない。

市の責務

(第4条関係)

- 犯罪被害者等支援のための施策を策定し、支援を推進する。
- 犯罪被害等支援のために関係機関等と連携・協力する。

市民等の責務

(第5条関係)

- 犯罪被害者等の尊厳・置かれている状況・支援の必要性について、理解を深める。
- 二次的被害が生じないよう十分に配慮する。
- 市の犯罪被害者等の支援施策に協力する。

支援

- 相談に応じ、情報の提供や助言等を行います。(第6条関係)
- 犯罪被害者等への見舞金を支給します。(第7条関係)
※見舞金の要件・申請方法・制限等について、詳しくは別途規則に定めています。
《対象の犯罪》 殺人、強盗、傷害、不同意性交等、危険運転致死傷等の身体生命に関する故意による犯罪
《見舞金の種類等》
①遺族見舞金…荒尾市内に居住する犯罪被害者の遺族の方へ :30万円
②重傷病見舞金…荒尾市内に居住する犯罪行為による重傷病を負った方へ:10万円
- 日常生活を営むため、必要な福祉サービス等が提供されるよう支援します。(第8条関係)
- 居住の安定を図るため、市営住宅への入居等の必要な支援を行います。(第9条関係)

【お問合せ先】

荒尾市役所 防災安全課 TEL:0968-63-1395 月～金(祝日・年末年始除く) 8:30～17:15